

＜京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料＞

令和 2 年 8 月 3 1 日
京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

店舗等クラスター拡大防止対策指導チームの拡充について
～体制を強化し、クラスター発生の危険性のある店舗へ活動を展開～

1 これまでの活動について

店舗等クラスター拡大防止対策指導チーム（以下「対策チーム」と言う）については、これまで主にクラスターが発生した店舗を対象に、指導・調査を実施してきた。

こうした中、キャバクラなど接待を伴う飲食店において、業種別ガイドラインの存在を知らないケースや、遵守・徹底ができていないことが明らかになった。

そのため、当該店舗への指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策本部では、約 2 万店ある市内飲食店に対して、ガイドラインの遵守・徹底を要請する文書を発送し、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」掲示や「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」活用の周知に取り組んでいる。

2 今後の活動について

感染拡大防止に向けて様々な取組を行っている中、市内での新規感染者数が再び増加している状況を踏まえ、対策チームの体制を強化し、今後の活動を「従業員や他の来店者に感染が拡大しているなど、クラスター発生の危険性のある店舗」に拡大する。

(1) 体制の強化

現在：6 名（部長級 1 名，課長級 5 名）

↓

今後：約 20 名に増員（課長補佐級等の職員にも広げる。）

（※）指導・調査が必要な店舗数に応じて強化

(2) 活動の流れ

- 店舗等での感染者発生

↓ 保健師による 1 次指導・調査（積極的疫学調査）

- 対策チームによる継続指導・調査

（※）1 次指導・調査の内容を共有

（※）現にクラスターが発生した店舗とともに、従業員や他の来店者に感染が拡大しているなど、クラスター発生の危険性のある店舗を訪問

↓

- （感染拡大防止対策の実施状況に応じて）再度の訪問